

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、経理事務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社代表取締役社長Cとファイルに綴じたゴミ処理券管理台帳を確認する作業をしている際に、Cが、記載事項に空欄があると請求人を叱責し、同ファイルで請求人の左頬を叩いたとしている。請求人は、顔面部の痛みと痺れ、めまい、不眠、食欲不振等が生じ、心身共にダメージを受けたとして、同日、D医院に受診し、「顔面打撲傷、頭部打撲傷」と診断された。監督署長は、ファイルが請求人に当たったことは事実であるとして、同傷病については業務上の災害として療養補償給付を支給している。その後、請求人は、E病院、Fメディカルセンター、G病院と転院し、療養を続けていたところ、平成〇年〇月〇日、H病院に受診し「うつ病、外傷後ストレス障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月〇日の出来事を契機に不眠、食欲不振、不安定等の諸症状が出現し、複数の医療機関を受診した後、平成〇年〇月頃に不安定の症状が顕著となり、同月〇日にペインクリニックを受診し、精神的に不安定で感情コントロールが困難となっているという状況、並びに主治医から精神科受診を勧められたとの症状経過やI医師の平成〇年〇月〇日付け意見書を踏まえた上で、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。

当審査会としても、請求人の症状経過等に照らし専門部会の意見を妥当なものであると判断する。

- (2) 発病時期について、請求人は、Cからファイルで殴打された平成〇年〇月〇日又はJ医師から初めて精神安定剤を処方された同年〇月〇日が精神障害の発病時期であると主張し、同医師の平成〇年〇月〇日付け診断書を提出している。しかし、同診断書には、「軽度のうつ状態、不眠に対して精神安定剤を投与して経過観察とした。」旨記載されているものの、同医師による平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けのいずれの意見書においても精神障害の発病時期については言及されておらず、また、I医師の平成〇年〇月〇日

付け意見書においても、要旨、初診が同年〇月〇日であることから、発病時期は同日以前としかいえないとして、発病時期は特定されていない。当審査会としては、他に請求人の主張を客観的に裏付ける医学的意見は確認できないため、平成〇年〇月〇日又は同年〇月〇日が精神障害の発病時期であるとする請求人の主張は採用できない。

(3) 精神障害の業務起因性の判断は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(4) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、発病後1年以上も前のことであるが、①平成〇年〇月〇日、Cからファイルで左頬を殴打されたこと及び②入社以来、Cからパワハラを受けていたことを主張していることから、以下、それぞれについて検討する。

ア 請求人は、①の出来事について、Cから叱責された上、ファイルで殴打されたものであると主張するが、当審査会において、請求人とCとの同日におけるやり取りを含めて一件記録を精査するも、Cが、故意に請求人をファイルで殴打したとはおよそ判断できないものであり、監督署長が認定しているとおおり、請求人がCから指摘を受けて記載事項を書き加えようとしてファイルに手をかけたところ、同ファイルが請求人の左頬に当たったものとみることが相当である。

当審査会では、請求人の負傷時点の身体所見等についても検討したが、左頬を負傷した際に骨折等の器質的損傷は所見されず、打撲傷のみと診断されており、また、治療も通院加療のみであることから、同出来事による負傷は、一般的に心理的負荷をもたらすほどの業務上の出来事であるとは判断できない。

なお、仮に、同出来事を認定基準に基づき評価し、認定基準別表1の具体的な出来事「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当てはめてみても、上記のとおり重傷に至るような業務上の傷病とはいえず、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるとみることが相当である。

イ 請求人の主張する②の出来事については、請求人は、平成〇年〇月〇日以降休業しており、評価期間外の出来事であるため、心理的負荷の評価の対象とす

ることはできない。

なお、仮に、本件疾病の発病が休業以前であったとしても、確かにCの発言には、従業員に対する指導として適切さを欠く表現があるとは認められるものの、請求人とのやり取りを精査すると、必ずしも請求人が一方的に圧力を受けているとはいえないものであり、本件疾病の発病をもたらす心理的負荷の原因であるとは評価できない。

(5) 以上を総合すると、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。